

ACCOMMODATION CONTRACTS

宿泊約款

第 1 条 適用範囲

- 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本宿泊約款の規定するところによるものとし、本宿泊約款に規定のない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当施設が本宿泊約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた場合、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条 宿泊契約の申し込み

- 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - 宿泊客の氏名及び人数
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表料金表の基本宿泊料によります。)
 - その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊期間中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条 宿泊契約の成立

宿泊契約は、当施設が前条第1項の申し込みを承諾した時点で成立するものとします。

第 4 条 申込金

- 前条の規定により宿泊契約が成立した場合、宿泊期間の宿泊料金等(以下「申込金」といいます。)を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金等に充当し、第7条及び第21条の規定を適用する事態が生じた場合は取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第15条第2項の宿泊料金等の支払いの際に返還します。
- 申込金を第1項の規定により当施設が指定する日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約は、その効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 5 条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 前条第1項の規定にかかわらず、当施設は、申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が申込金の支払いを求めなかった場合及び申込金の支払期日を指定しなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 6 条 宿泊契約締結の拒否

当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊契約の申し込みが、本宿泊約款によらない場合
- 満室(員)により客室の余裕がない場合
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合
- 都道府県が、条例で規定する事由に該当する場合
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗、宿泊約款、ホテル利用規則、その他当施設が規定するものに反する言動をした場合、又はそのおそれがあると認められる場合
- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合
- 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力であると認められる場合
- 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であると認められる場合
- 宿泊しようとする者が、法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められる場合
- 宿泊しようとする者が、当施設若しくは当施設従業員に対し、暴力的要求行為、違法行為を行った場合、若しくは合理的範囲を超える負担を要求した場合、又はそのおそれがあると認められる場合
- 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に迷惑を及ぼした場合、若しくは他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をした場合、又はそのおそれがあると認められる場合
- 宿泊しようとする者に支払い能力がないと明らかに認められる場合
- 宿泊しようとする者が、当施設に対し支払債務を負っている場合
- 宿泊しようとする者が、第2条第1項の事項につき、偽った場合

第 7 条 宿泊客の宿泊契約解除権

- 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除できます。
- 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当施設が別途別表2に規定する取消料を申し受けます。
- 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合、その宿泊契約は、宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 8 条 当施設の宿泊契約解除権

- 当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約成立後、チェックイン前か宿泊期間中かを問わず、宿泊契約を解除し、解除時以降のご利用をお断りすることがあります。
 - 第2条第1項の事項又は第9条第1項の事項につき、偽りであることが判明した場合
 - 第4条第1項の規定により、当施設が申込金の支払いを請求し、宿泊客から期限までにその支払いがない場合
 - 第6条第3号から第13号までに該当することになった場合
 - 第10条第1項の規定により、保証金の支払いを請求した場合において、その支払いがない場合
 - 第15条第2項の規定により、宿泊料金等を請求した場合において、その支払いがない場合
- 当施設は、前項の規定により宿泊契約を解除した場合、宿泊客がいまだ提供を受けていないサービス等に関する宿泊料金等は、申し受けません。その宿泊契約についてすでに収受した申込金及び保証金があれば精算します。

第 9 条 宿泊の登録

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当施設が施設必要と認める事項
- 宿泊客が第15条第1項の宿泊料金等の支払いを、クレジットカード、電子マネー等通貨に代わり得る方法により行おうとする場合、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
- 宿泊客が第1項第2号の事項を登録する場合、宿泊客名簿の記載の正確を期するため、旅券の写しをとらせていただきます。

第 10 条 客室の使用時間

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15:00～翌日10:00とします。但し、連続して宿泊する場合、到着日及び出発日、清掃時間を除き、終日使用できます。

- 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
1室当たり1時間毎にダブルルーム1,000円・ツインルーム1,500円・デラックスツインルーム・ユニバーサルルーム2,000円(すべて税別)。ただし、1時間未満は1時間に切り上げて算定します。

第 11 条 ホテル利用規則の遵守

宿泊客は、当施設内においては、当施設が別途規定する「ホテル利用規則」に従っていただきます。

第 12 条 営業時間

当施設内のレストラン及び付帯施設の営業時間は、パンフレット、当ホテル内の掲示、インターネット等でご案内いたします。

第 13 条 宿泊料金等

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表料金表に規定するとおりとします。
- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めたクレジットカード等通貨に代わり得る方法により、次に掲げる場合、フロントにおいて行っていただきます。

- 宿泊客が発券する場合
 - その他当施設が請求した場合
- 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金等を申し受けます。

第 14 条 当施設の責任

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた場合、その損害を賠償します。但し、それが天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、裁判所又は行政による命令処分、争議行為等当施設の責めに帰すべき事由によるものでない場合、この限りではありません。

第 15 条 契約した客室の提供ができない場合の取扱い

- 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できない場合、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができない場合、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がない場合、当施設は、補償料を支支払いません。

第 16 条 寄託物等の取扱い

- 宿泊客がフロントキャッシャーにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告をもとめた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、5万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意または過失により滅失、破損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 17 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、チェックイン手続きの際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、発見日を含め1ヶ月保管し、その後は法令に従い取り扱います。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合においては前条第1項の規定、前項の場合においては同条第2項の規定を準用します。

第 18 条 駐車責任

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当施設は、場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 19 条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被った場合、宿泊客は、当施設に対しその損害を賠償していただきます。

第 20 条 免責事項

- 当施設内からのコンピュータ通信のご利用に当たっては、宿泊客ご自身の責任にて行うものとします。コンピュータ通信中のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は、一切の責任を負いません。
- 宿泊客のコンピュータ通信のご利用により、当施設又は第三者が損害を被った場合、宿泊客は、当施設又は第三者に対しその損害を賠償していただきます。

第 21 条 利用客への準用

宿泊客以外の当施設利用客についても、本宿泊約款を準用します。

第 22 条 裁判管轄及び準拠法

本宿泊約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表1【宿泊料金の内訳】

宿泊者が支払うべき総額 (①+②+③+④)	内訳	
	宿泊料金	①基本宿泊料:室料 ②税金(宿泊税・消費税)
	追加料金	③飲食料およびその他利用料金 ④消費税

別表2【キャンセル料】

	不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	～14名	100%	100%	50%	－
団体	15名～99名	100%	100%	50%	10%
	100名～	100%	100%	80%	20%

UTILIZATION RULES

ホテル利用規則

当施設では、当施設をご利用になるすべてのお客様に安全で快適にお過ごしいただくために、次のとおりホテル利用規則を規定しておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 当施設内(当施設の敷地内を含みます。)において、次の行為はご遠慮ください。

- ① 暖房用、炊事用の器具など熱を発する器具の使用
- ② 客室での喫煙及び当ホテル内の決められた場所以外での喫煙
- ③ 火災の原因となるような行為
- ④ 次の物品の持込
 - a)動物、鳥類、ペットの類(介助犬及び当施設が特別に許可する場合を除きます。)
 - b)悪臭又は騒音を発するもの
 - c)著しく多量な物品
 - d)火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - e)法令により所持を許可されていない銃砲、刀剣、覚せい剤の類
- ⑤ 当施設外からの飲食物等の注文及び持ち込み
- ⑥ 賭博及び風紀を乱すような行為
- ⑦ 広告物の配布及び物品の販売
- ⑧ 客室外に所持品を放置する行為
- ⑨ 窓から物を投げる行為
- ⑩ 高声、放歌、喧騒な行為、大音量でのテレビ及びラジオの使用
- ⑪ 刺青又は刺青と誤解を受けるもの等の全部又は一部を露出させる行為
- ⑫ 他のお客様に迷惑を及ぼすような行動
- ⑬ 宿泊約款第9条の規定により登録された宿泊客(同伴者を含みます。)以外の来訪客を客室に案内したり、宿泊させたりする行為
- ⑭ 未成年者のみの宿泊(保護者の許可がある場合を除きます。)
- ⑮ 客室を宿泊以外の目的で使用する行為
- ⑯ 事務所及び展示場代わりに使用する行為
- ⑰ 施設の外観を損なうような物品を窓にかける行為
- ⑱ 客室外でのナイトウェアの使用(当施設が特別に許可する場合を除きます。)
- ⑲ 客室外での客室用スリッパの使用(当施設が特別に許可する場合を除きます。)
- ⑳ 当施設内の諸設備及び諸物品をその目的以外の用途に使用する行為
- ㉑ 当施設内の諸設備及び諸物品を他の場所に移動したり、加工したりする行為(汚損、破損、紛失などについては実費を申し受けさせていただきます。)
- ㉒ 営業上の目的で写真、ビデオ、DVD等の機器により撮影及び録音する行為
- ㉓ 法令に反する行為又はそのおそれがあると認められる行為

2. 当施設ご利用中次の事項をお守りいただきますようお願いいたします

- ① ご滞在中に客室から出られる場合、施錠をご確認ください
- ② 不審者の来訪には、不用意に開扉なさないようご注意ください
- ③ 万一に備え、避難経路図及び各階の非常口をご確認ください
- ④ 買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等の立替はお断りいたします
- ⑤ 小切手による支払及び両替はお断りいたします
- ⑥ 予定宿泊日数を変更される場合、フロントにあらかじめご相談ください。

3. 本ホテル利用規則をお守りいただけない場合、宿泊約款第6条、第8条及び第23条の規定により、宿泊又は当施設内のレストラン及び付帯施設の利用をお断りすることがあります。

4. 本ホテル利用規則をお守りいただかないことによって生じた事故については、当施設は責任を負いかねます。